

平成 24 年 3 月 8 日
阪神高速道路株式会社

都市高速道路管理者で
震災時等における応急復旧業務の相互協力に関する協定を締結しました。

阪神高速道路株式会社と首都高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社は、震災時等における応急復旧業務の相互協力に関する協定を締結致しました。

☆応急復旧業務の相互協力に関する協定の概要

大規模地震などの災害時における相互協力を速やかに実施すべく、情報交換、応急復旧業務の内容、支援の内容等を確認しました。

☆本協定の意義

都市高速道路の管理者は、平時においても、それぞれが、道路管理上同様の課題を共有しているほか、いずれも管理区域が比較的狭い範囲に集中しているため、災害発生時には管理区域全体が被災することや道路管理機能の中枢部が被災することが想定されるなど、単独での応急復旧が困難な状況に陥る可能性が非常に高い点が共通しています。

また、先般の東日本大震災のような広域的な大規模地震災害が発生した場合には、遠隔地に位置し、被災していない道路管理主体からの協力を得ることが非常に有効であることが確認されています。

そこで、全国の都市高速道路におけるそれぞれの管理主体間の連携を強め、大規模災害発生時の相互協力を確認しておくことで、これまでの防災体制を更に強化することができると考えられるため、今回、「震災時等における応急復旧業務の相互協力に関する協定」を締結したものです。